

「夫」を手放しても、

「お金」を手に入れる

得する熟年離婚 完全マニュアル

「健やかなるときも、病めるときも」愛することを誓い合ったはずの夫。だが、10年、20年が経って愛が薄れて不満が増え、「離婚」が頭をよぎる人は珍しくな

「第二の人生」を選ぶ女性が増えている。稼ぎがなくなった夫との決別はまさに「金の切れ目が縁の切れ目」と言えるだろう。さらに言えば、夫を手放すことで得られるものが多ければ、妻は離婚に踏み切るのだ。

夫と別れるときに妻がも

*

らえるお金は主に、「財産分与」「年金分割」「慰謝料」「婚姻費用」、未成年の子供がいれば「養育費」の5種類。ベリールベスト法律事務所

妻が第3号被保険者なら、夫の合意なく年金分割（2分の1）を受けられる。「財産分与の対象となるのは基本的に離婚時の財産ですが、離婚後に資産を売って得たお金も、その資産が婚姻中に得たものなら財産分与の対象になります。」

「結婚前の財産や親から相続したものは、夫婦の共有財産ではありません。しかし、それを証明できなければ財産分与の対象になり、半分は夫に取られてしまう。」

親から贈与されたものは贈与契約書などを残しておく、通帳の記録などはできるだけ手元に取っておくこと。銀行に頼んで履歴を遡るほか、弁護士に依頼して財産の開示請求をする手もあります。ただし、いずれも10年前までしか遡ることはできません」

マネージャーナリストで税理士の板倉京さんは、子供に贈与してしまう方法もあると話す。

「子供に渡せば自分の財産

「貯蓄や保険、運用資産、年金、自宅など、結婚している間の資産はすべて夫婦の共有財産」という考えのもと、離婚時には原則「はんぶんこ」することになります。保険は、婚姻中に払い込んだ保険料分の解約返戻金、新NISAなどの運用資産は、分けるときの評価額を基準に半分に分けます。年金は、年金事務所での手続きが必要です」

年金は婚姻中に納めた厚生年金のみが分割対象となる。夫も妻も厚生年金に加入していれば、夫婦で合意した割合での分割となるが、

財産分与で妻が気をつけなければならぬのが、独身時代の貯蓄や親からの相

「子供に渡せば自分の財産

39



「私のお金」は
1円も渡さない

「結婚前の財産や親から相続したものは、夫婦の共有財産ではありません。しかし、それを証明できなければ財産分与の対象になり、半分は夫に取られてしまう。」

マネージャーナリストで税理士の板倉京さんは、子供に贈与してしまう方法もあると話す。

「子供に渡せば自分の財産



ではなくなるので、財産分与の対象から外れます。自分が困らない範囲で財産を減らしてから、離婚を切り出してもいいでしょう」

マイホームも分与の対象となる共有財産。夫を追い出して住み続けるにしろ、売ってお金にするにしろ、まずすべきは「名義の確認」だ。夫ひとりの名義になっていても、妻が連帯債務者になっていると、残ったローンも財産分与で「はんぶんこ」することに。債務まで夫と分け合

うことにならないよう、細心の注意を払いたい。あらかじめ自宅を自分だけのものにしてしまうのも手だ。

「婚姻期間が20年以上なら、基礎控除を合わせて評価額2110万円までは非課税で夫から贈与してもらえます。離婚を切り出す前に贈与してもらえば、夫婦の共有財産とはいえ、離婚のときに、この家は私のもの」と主張しやすくなるかもしれない」（板倉さん）

評価額の査定の際は、できるだけ低くしてもらおう。その方が夫も手放しやすくなり、節税にもなる。査定する不動産業者には、「高くしすぎないでください」となどと伝えておく方がいい。

証拠次第で「慰謝料」は上がる

財産分与で得られる額は資産額に応じて変わるが、不倫やDVなど、明確に夫に非がある場合、証拠次第で「慰謝料」の額を増やすこともできる。離婚カウンセラーの岡野あつこさんは「不倫の場合、これまでは夫と相手女性で合わせて300万円くらいが相場だった」と話す。

だが実際には、女性の社会進出が進んで自分で稼げる女性が増えていることなどから、不倫による慰謝料の平均額はここ5〜6年で100万円ほどに減っているという。慰謝料を上げるためには、お金をかけてでもプロの力を借りて決定的な証拠を集めるべきだと、専門家は口を揃える。

「DVやモラハラの場合は整形外科や心療内科の診断書、不倫の場合はラブホテルや相手女性宅に宿泊したことがわかる写真などが有効な証拠」となっている（岡野さん）

誰が見ても不貞行為があったと推測できるようなLINEのやりとりなども、有力な証拠になる。

実だと証明できる。夫の反応次第ではこの時点で許す妻もいるかもしれないが、いざにせよここで「一筆書かせる」ことを忘れてはいけない。

「可能なら、より法的効力の高い公正証書の形で、二度と不倫はしない、破ったら慰謝料を〇〇〇万円払う」と残させること。同時に弁護士に依頼し、愛人側に働きかけるのも有効です。過去に、もう不倫相手であるあなたの夫とは会わない」と書いた愛人が不倫を繰り返し、慰謝料が520万円まで跳ね上がった例があります」（岡野さん・以下同）

少しでも慰謝料を増額するためには、証拠集めに動いている間や別居中でも、「夫婦関係を破綻」させてはいけない。

「特に不倫の場合、不倫によって家庭が壊された」と判断されなければ、相手の女性には慰謝料を請求できません。私が旦那さんを好きになったときには、この夫婦はすでに関係が壊れていました」と言われないう、たとえば夫に愛想が尽きていたとしても、そこはグッとこらえて、今日は何時に帰ってくるの？とこまめに連絡するなど、献身的な妻でいましょう」

子供の誕生日に家族で写真を撮るなど、夫婦関係が破綻していないことを示す証拠も残しておくことが重要なのだ。

慰謝料の取り決めも必要に応じて専門家に相談し、証拠を用意しておくべき。取り決めた慰謝料、また養育費などについて「強制執行」を盛り込んだ公正証書をつくっておくことで、万が一支払いが滞っても、夫が働いていて定期的な収入さえあれば、給与の差し押さえで強制的に払わせることができる。

「慰謝料を当人同士で取り決めると、支払いから逃げる夫は少なくありません」（横川さん）

「あえての別居」で夫の財産丸儲け

夫の収入や年齢によって「離婚届を出さずに別居

を続け、『婚姻費用』をもらい続ける」方が有利な場合もある。

「別居していても、戸籍のうえで夫婦関係が保たれている限り、離婚が成立するか、再び夫婦で暮らし始めるまでは、別居期間中において収入の多い方が少ない方に婚姻費用を払い続ける

ければなりません」（板倉さん）

熟年離婚の場合、あえて離婚せずに別居を続けることで、夫の死後に財産を相続できるメリットもある。婚姻費用は、夫が年収500万円、妻が年収100万円の場合、月7万円くらいです。夫が年収300万

円なら、月4万円くらいが相場。夫の年収が高いほど、妻がもらえる婚姻費用も高額になります。年収1000万円の夫からもらえる婚姻費用は月14万円ほどです。

夫が定年退職してからも、その後に受け取る公的年金を「収入」とみなし、そこから婚姻費用を払うことになり。ただし、夫が定年退職して年金暮らしになり、妻が現役で働いていて収入が逆転すると、今度は妻が夫に婚姻費用を払わなければならないことになるケースもある。その場合は、一日も早く離婚届を出して他人になることが戦略的でしょう」（佐久間さん）

婚姻費用をもらい続ける円なら、月4万円くらいが相場。夫の年収が高いほど、妻がもらえる婚姻費用も高額になります。年収1000万円の夫からもらえる婚姻費用は月14万円ほどです。

には、自分からは離婚を切り出さず、別居にとどめること。そこから正式に離婚するかどうかは、お金の問題はもちろん、気持ちの問題も伴うだろう。横川さんは「離婚と別居のどちらが得か考えるなら、まだ夫を好きな気持ちが残っているのではないかと話す。

「同じ空気を吸うのも耐えられないくらいなら、お金のことなど考えず、即離婚すべきです。

まだ気持ちに余裕があるなら、感情にまかせて飛び出さず、うまく夫を転がせないか。作戦を立てながら、いずれ離婚することになったときに損しないよう、虎視眈々と準備をしておきましょう」（横川さん）

結婚生活を支え、働いてくれた夫に対して、失礼ではないか——熟年離婚で得たいと思う気持ちが揺らぐこともあるだろう。それでも、お金（稼ぎ）がなければ愛せない。ならば仕方ない。共に過ごしてきた時間がいちばん長い相手だからこそ、目をつむることのできない不満もある。お金で得る縁もあれば、お金で解消できる関係があった方がいいのだ。

慰謝料を増やす 戦略的熟年離婚の流れ

①「怪しい」と思ったら即証拠集めスタート

不倫の場合、決定的証拠を見つけるためには探偵を雇うのがベスト「小さな証拠」も必ず保管しておく

決定的証拠 離婚のために必要

- 性行為があったことがわかるLINEのやりとり
- ラブホテルや相手宅から宿泊して出てくる様子の写真
- 医師の診断書（DVやモラハラの場合）

小さな証拠 あればあるほど慰謝料額が有利に

- 口紅のついたシャツ
- ホテルやジュエリーショップのレシート
- 怪しいクレジットカードの明細
- 相手の女性が忘れていった傘やアクセサリ
- 継続的な日記
- けがの写真（DVの場合）

② 決定的証拠を押さえたなら、夫を問い詰める

必ず録音しておく

→裁判の際に夫が不倫を認めなくても、「決定的証拠」に

③「もう二度としない」旨を一筆書かせる

慰謝料の支払いなどについても記載しておく

→「2度目」があったら、慰謝料の金額がアップ

